

令和5年度重層的支援体制整備事業 自治体事例

1 市の概要

山口県長門市

令和5年4月1日現在 総人口 31,664人 総世帯数 15,613世帯、面積 357.9km²、高齢化率 44.4%

2 重層事業に取り組んだ背景・課題、取組みの理念

(1) 第4次長門市地域福祉計画基本理念 「声かけて心かよわす 笑顔あふれるまち 長門」

(2) 取組みの背景

令和2年度から令和4年度までの事業状況 (福祉総合相談窓口のみ)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談 件数	※1 属性	0歳~18歳	7	9	4
		19歳~64歳	52	57	53
		65歳以上	97	112	119
		年齢不明	6	4	10
	合計	162	182	186	
※2 課題	第1位	認知症・精神障害等	病気	病気	
	第2位	家族が不仲	家族関係・問題	介護	
	第3位	経済的困窮	介護	家族関係・問題	
包括的支援体制ケース会議			実15件、延21件	実9件、延11件	実11、延13件
生活困窮者自立支援協議会			1回	1回	1回

※1 年齢不明除く ※2 国報告の様式変更に伴う表記の相違あり

(3) 令和3年度 重層的支援体制整備移行準備事業

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した問題に対して、包括的に支援できるよう「属性を問わない相談支援」・「参加支援」・「地域づくりに向けた支援」を柱とした3つの支援を重層的かつ一体的に進めるため「多機関協働による支援」を強化し、その中に「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として加え、体制を整備する。

- ・重層的支援体制整備事業 庁内連携会議 4回
- ・重層的支援体制整備事業 事業者説明会 1回 他

(4) 令和4年度 重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業を一体的に進めるため、単独の課のみでは解決が困難となる課題への対応について、関係各課参集のもと連携に向けた取組みについて情報共有並びに協議を行う。

また、包括的相談支援事業者間の連携を促進し、社会資源の提供に関する情報共有を行う。

- ・重層的支援体制整備事業 庁内連携会議 3回
- ・重層的支援体制整備事業 包括的事業者連絡会議 3回 他

3 令和5年度重層的支援体制整備事業

(1) 包括的相談支援事業（属性を問わない相談支援）

子ども、障害、高齢、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性を問わない包括的な相談の受け止めのもと利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、単独の支援機関では解決が困難な事例に対し、適切な相談支援事業者や多機関協働事業者へつなぐことで、全世代型の包括的な支援体制を整備する。

また、市民相談や消費生活センターで受けた相談で、福祉的支援の必要がある場合においても、本事業における連携体制に組み入れることで、相談支援体制のワンストップ機能を強化する。

事業内容	
子ども (母子)	産前産後サポートステーション 《健康増進課健康推進班》 妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行うため、母子保健コーディネーターが保健師と連携し、すべての妊産婦に面接や訪問等による状況把握や妊娠・出産・育児に関する相談支援を行う。また、必要に応じて支援プランを策定し、必要なサービスや支援を提供するため、関係機関との連携や連絡調整等を行う。
	長門市基幹相談支援センター 《地域福祉課障害者支援班》 地域における障害者の相談支援の中核的な役割を担う機関として、個別支援から挙げた課題を地域のニーズとして集約し、障害のある人の暮らしが充実するよう、地域の支援力の向上を促す。また、障害者本人の状態に応じたサービスが適切に利用されるよう、個別支援を行う相談機関への指導、助言、人材育成を通じ、相談支援体制の強化や地域移行・地域定着の促進と併せ、権利擁護・虐待防止の取組みを行う。
介護 (高齢)	長門市地域包括支援センター（深川・俵山）《高齢福祉課地域包括ケア推進室》 長門市東地域包括支援センター（通・仙崎・三隅）《社会福祉法人福祥会委託》 長門市西地域包括支援センター（日置・油谷）《長門市社会福祉協議会委託》
	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員がチームとなり相談に対応する。また、介護支援専門員や主治医、関係機関とのネットワーク構築や各種サービスの利用調整、家族介護者支援を行う。ほか高齢者の尊厳ある生活が維持できるよう、高齢者虐待の対応や成年後見制度利用促進など対応する。
生活 困窮	長門市社会福祉協議会 《長門市社会福祉協議会委託》
	生活困窮者が抱える多様で複合的な課題への相談に、情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行う。具体的には、自立相談支援、就労準備支援事業、家計改善支援事業、住居確保給付金の支給を行う。
市民 相談	市民相談・消費生活センター 《市民活動推進課市民相談班》
	市政や日常生活上の諸問題に関する事など、どんなことでも相談に応じます。一旦、相談をお聞きして、担当部署あるいは適切な機関につなぐ。 消費生活センターでは、消費者と事業者との間に生じた商品やサービスに関する苦情などについて、専門の消費生活相談員が、公正な立場で相談に対応する。
福祉 総合 相談	福祉総合相談窓口 《高齢福祉課地域包括ケア推進室》
	全世代に渡る市民や地域からの、どこに相談すると良いかわからない福祉的な相談を受け付け、課題の解きほぐしから、適切な機関へのつなぎや総合的な調整を担う。

(2) 参加支援事業

参加支援とは、既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のため、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源への働きかけ、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援のニーズに合った支援メニューをつくります。社会参加に向けた支援には、就労支援、居住支援などの形態が考えられ、狭間のニーズの把握と、地域において多様な形態を確保していく取り組みを行います。

参加支援事業 < 長門市社会福祉協議会 (委託) >	
<p>既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加を目指す。</p>	
<p>(1) 参加支援事業の実施</p> <p>相談受付、プラン作成、支援の実施、資源開拓・マッチング・定着支援・フォローアップ・福祉サービスとの連携、終結</p>	
<p>(2) 支援の提供</p> <p>ア 見守り等居住支援</p> <p>イ 就労体験</p> <p>ウ 居場所の提供</p>	

(3) 地域づくり事業 (地域づくりに向けた支援)

地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備や、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人とのコーディネート、また地域のプラットフォームの促進を通じて多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行う。

事業内容	
子ども	<p>地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)</p> <p>みのり保育園子育て支援センター、三隅保育園子育て支援センター、日置子育て支援センター、油谷子育て支援センター、子育て支援センターみすゞ深川幼稚園にこにこクラブ、あおい幼稚園あおいクラブ</p> <p>家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、子育て支援の拠点施設として、子育て親子の交流等を促進し、子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どものすこやかな育ちを支援する。</p>
障害	<p>地域活動支援センター事業 < 長門市社会福祉協議会 委託 ></p> <p>障害者等に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与するとともに、就労が困難な障害者等に対し、機能訓練、社会適応訓練等の自立と生きがいを高める事業を通じ、障害者等の地域生活支援の促進を図る。</p>
介護 (高齢)	<p>生活支援体制整備事業 (支え合い会議)・いきいき百歳体操・サロン活動</p> <p>< 高齢福祉課・長門市社会福祉協議会 ></p> <p>高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。また、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指し、住民主体の通いの場等の活動を支援する。</p>

生活 困窮	地域福祉推進事業（生活困窮者支援のための地域づくり事業）《地域福祉課》
	身近な地域で、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図り、生活困窮者をはじめ支援が必要な人と地域とのつながりの確保から地域全体で支える基盤を構築し、地域福祉の推進を図るためニーズ調査を行い、情報を発信する。
まち づくり	福祉エリア支援員《高齢福祉課・地区社会福祉協議会》
	集落支援員として福祉エリア支援員を地域に配置し、行政機関と調整を行い地域の実情に応じたミッションを設定し、集落機能再生に向けた課題解決に取り組む。

(4) 多機関協働事業（多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）

事業内容	
多機関協働事業 《 高齢福祉課（福祉総合相談窓口） 》	
《 子育て支援課（こども家庭班） 》 ※子どもを中心とした支援	
全世代にわたる市民や地域、包括的相談支援事業者など既存の相談支援機関の専門職への助言を行う。また、単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組みを通じて、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進め、本市における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。具体的には、相談受付、アセスメント、プラン作成、支援の実施、終結、重層的支援会議を開催する。また、重層的支援体制整備事業全体の事業の進捗状況等の把握を担う。	
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	
《 高齢福祉課（福祉総合相談窓口）・高齢福祉課（福祉エリア支援員） 》	
《 子育て支援課（こども家庭班） 》 ※子どもを中心とした支援	
支援関係機関等との連携や地域住民との繋がりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握する。また、潜在的なニーズを抱える人に関する情報から、本人と信頼関係に基づく繋がりの形成と本人に対して丁寧な働きかけを行い、信頼関係に基づくアプローチを行う。	

(5) 支援会議の開催

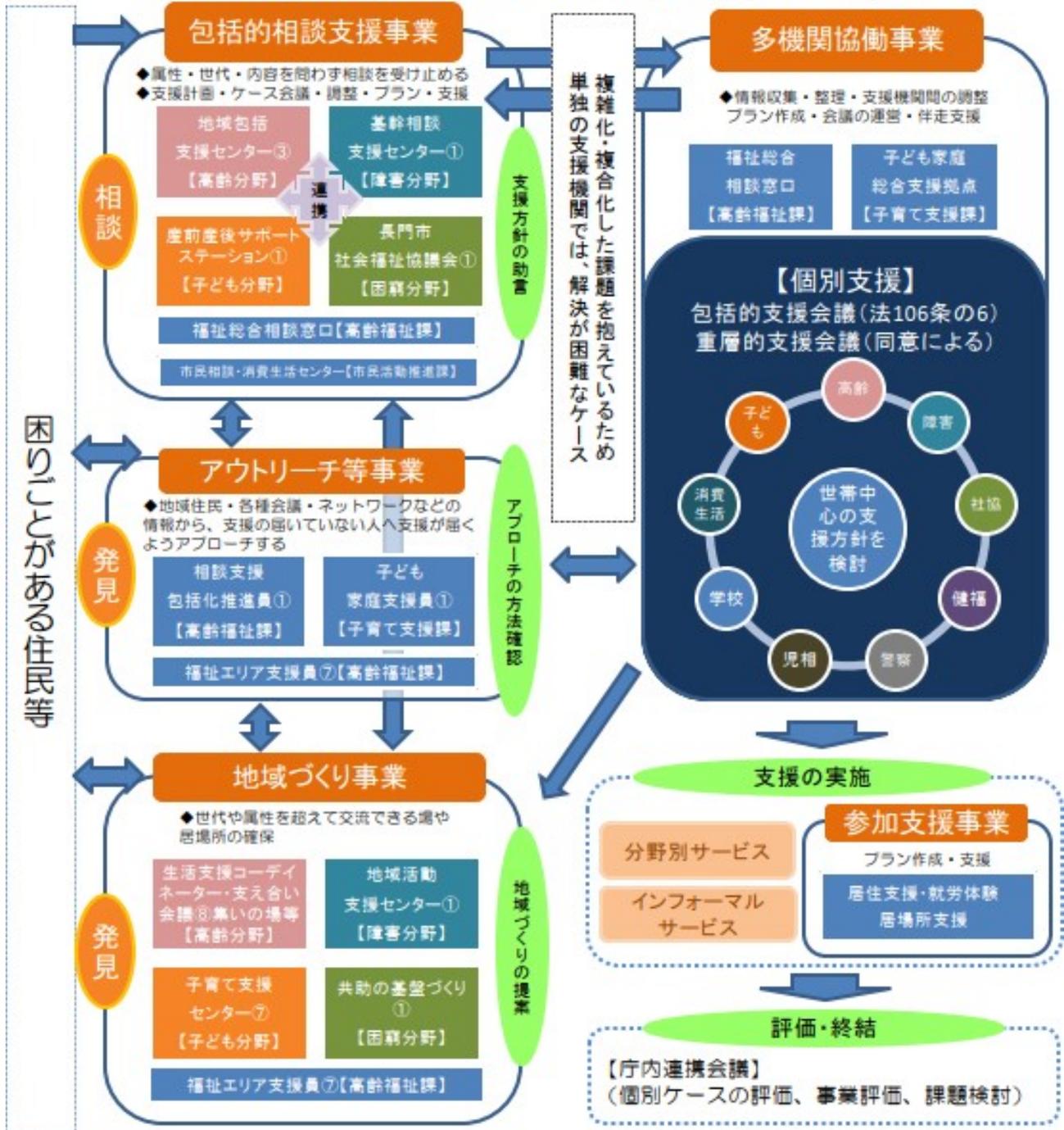
名称	目的
長門市重層的支援会議	関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有し、プランの適切性を協議する。また、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行う。
長門市包括的支援会議	把握していながら支援が届いていない潜在的な相談者に支援を届けるため、会議の構成員に対し、 <u>社会福祉法第 106 条の 6</u> による守秘義務を設け、支援の円滑な実施を図るために必要な情報交換を行い、地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行う。

(6) その他会議の開催

名称	目的
重層的支援体制整備事業庁内連携会議	本事業を一体的に実施するため、関係課の長を参集し他分野との連携の実際や社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行う。
包括的相談支援事業者連絡会議	包括的相談支援事業者の連携と社会資源の充足状況の把握、並びに顔の見える連携の促進と人材育成を図る。

長門市重層的支援体制整備事業 支援フロー

設置形態:既存の拠点の設置形態は変更せず、各支援機関間の連携を図る「基本型」にて実施



【地域支援】連携体制協議・施策化

○数字は箇所数

